第五条の四第一項中「公共職業安定所等」を「公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び求人者、労働者の募集を行う者及び募集受託者並びに労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者（次項において「公共職業安定所等」という。）」に改める。

第十八条の二中「除く。）の」を「除く。この項において同じ。）に関する第三十二条の十六第三項に規定する事項、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介により就職した者のうち雇用保険法第五十八条の規定による移転費の支給を受けたものの数その他」に改める。

第三十二条の十四中「統括管理させる」を「統括管理させ、及び従業者に対する職業紹介の適正な遂行に必要な教育を行わせる」に、「除く」を「除き、有料の職業紹介事業の管理を適正に行うに足りる能力を有する者として、厚生労働省令で定める基準に適合するものに限る」に改める。

第三十二条の十六の見出しを「（事業報告等）」に改め、同条に次の一項を加える。

有料職業紹介事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料職業紹介事業者の紹介により就職した者の数、当該有料職業紹介事業者の紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。）のうち離職した者（解雇により離職した者その他厚生労働省令で定める者を除く。）の数、手数料に関する事項その他厚生労働省令で定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第三十三条第四項中「額その他」の下に「とあり、及び同条第三項中「、手数料に関する事項その他」を加える。

第三十三条の二第七項中「事業」と、」の下に「同項中」を、「額その他」」の下に「とあり、及び同条第三項中「、手数料に関する事項その他」を、「その他」と」の下に「、同項中「行わなければ」とあるのは「行うように努めなければ」と」を加える。

第三十三条の三第二項の表に次のように加える。

第三十二条の十六第三項	、手数料に関する事項その他	その他

第四十二条の見出しを「（募集内容の的確な表示等）」に改め、同条中「行う者」の下に「（募集受託者を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該労働者の募集を行う者が募集情報等提供事業を行う者をして労働者の募集に関する情報を労働者となろうとする者に提供させるときは、当該募集情報等提供事業を行う者に対し、必要な協力を求めるように努めなければならない。

第四十二条に次の一項を加える。

募集情報等提供事業を行う者は、労働者の募集を行う者若しくは募集受託者又は労働者となろうとする者の依頼を受け提供する情報が的確に表示されたものとなるよう、当該依頼をした者に対し、必要な協力を行うように努めなければならない。

第四十二条の二を第四十二条の三とし、第四十二条の次に次の一条を加える。

（労働者の募集を行う者等の責務）

第四十二条の二　労働者の募集を行う者及び募集受託者並びに募集情報等提供事業を行う者は、労働者の適切な職業選択に資するため、それぞれ、その業務の運営に当たつては、その改善向上を図るために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第四十五条の次に次の一条を加える。

（労働者供給事業者の責務）

第四十五条の二　労働者供給事業者は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に資するため、当該事業の運営に当たつては、その改善向上を図るために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第四十八条中「及び第四十二条」を「、第四十二条、第四十二条の二及び第四十五条の二」に改め、「職業紹介事業者」の下に「、求人者」を加え、「及び労働者供給事業者」を「、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者」に改める。

第四十八条の二中「職業紹介事業者」の下に「、求人者」を加え、「及び労働者供給事業者」を「、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者」に改める。

第四十八条の三の見出しを「（改善命令等）」に改め、同条に次の二項を加える。

厚生労働大臣は、求人者又は労働者供給を受けようとする者が、第五条の三第二項若しくは第三項の規定に違反しているとき、又はこれらの規定に違反して前条の規定による指導若しくは助言を受けたにもかかわらずなおこれらの規定に違反するおそれがあると認めるときは、当該求人者又は労働者供給を受けようとする者に対し、第五条の三第二項又は第三項の規定の違反を是正するために必要な措置又はその違反を防止するために必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

厚生労働大臣は、労働者の募集を行う者に対し第一項の規定による命令をした場合又は前項の規定による勧告をした場合において、当該命令又は勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第四十八条の四第一項中「、職業紹介事業者」の下に「、求人者」を加え、「又は労働者供給事業者」を「、労働者供給事業者又は労働者供給を受けようとする者」に改める。

第五十条第一項中「又は労働者の募集若しくは労働者供給事業を行う者」を「、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業を行う者又は労働者供給を受けようとする者」に改め、同条第二項中「又は労働者の募集若しくは労働者供給事業を行う者」を「、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業を行う者又は労働者供給を受けようとする者」に改める。

第五十一条第一項中「有料職業紹介事業者及びその代理人、使用人その他の従業者は」を「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者（以下この条において「職業紹介事業者等」という。）並びにこれらの代理人、使用人その他の従業者は」に、「。有料職業紹介事業者及びその」を「。職業紹介事業者等及びこれらの」に改め、同条第二項中「有料職業紹介事業者及びその」を「職業紹介事業者等及びこれらの」に改める。

第五十一条の二中「、第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条の二第一項若しくは第三十三条の三第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者（以下この条において「特定地方公共団体等」という。）」を削り、「及び特定地方公共団体等」を「及び特定地方公共団体」に、「。特定地方公共団体等」を「。特定地方公共団体」に改める。

第六十二条第二項中「職業紹介事業」の下に「及び募集情報等提供事業」を加える。

第六十五条第七号中「第四十八条の三」を「第四十八条の三第一項」に改め、同条第八号中「呈示して」を「提示して」に改め、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九　虚偽の条件を提示して、公共職業安定所又は職業紹介を行う者に求人の申込みを行つた者